

郵送申込による新規登録（利用カード作成）について

コロナ禍における外出自粛等で、市内の図書館にご来館いただくことができない方のために、郵送申込による新規登録（利用カード作成）を開始しました。

記

1 利用開始日

令和3年3月9日（火）から

2 利用カードを作成できる方

立川市に在住の方のみ

※市内在勤・在学及び他市との相互利用の方は利用できません。

3 申請できる方

本人または小学生以下の児童の保護者

新規登録には、次の3点を最寄りの図書館に送付します。

(1) 必要事項を記入した個人利用登録申請書

個人利用登録申請書は図書館ホームページのリンクからダウンロードできるようになっています。

※ 登録申請書の内容を白い紙や便せん等での記入も可能です。

(2) 有効期限内の本人確認ができる公的な証明書の写し（氏名、住所、生年月日の記載のあるもの。保険証（両面）、運転免許証（両面）等）、もしくは住民票の写し（発行から3か月以内のものに限る）

(3) 返信用封筒

申請者の郵便番号、住所、氏名を記入した定形サイズの返信用封筒

※普通郵便 94 円分の切手を貼付

4 申請できる図書館

市内全図書館